

○浅麓環境施設組合個人情報保護法施行条例

令和5年2月13日

条例第1号

浅麓環境施設組合個人情報保護法施行条例については、小諸市個人情報保護法施行条例（令和4年小諸市条例第16号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第2項	市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会並びに高峰財産区、御牧ヶ原財産区、古牧財産区及び小諸市滋野財産区	組合長、監査委員及び公平委員会
第7条各号列記以外の部分	小諸市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年小諸市条例第17号）第1条に規定する小諸市情報公開・個人情報保護審査会	浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年浅麓環境施設組合条例第2号）第1条に規定する浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会
第8条	市長	組合長

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（浅麓環境施設組合個人情報保護条例の廃止）

第2条 浅麓環境施設組合個人情報保護条例（令和3年浅麓環境施設組合条例第2号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に第2条の規定による廃止前の浅麓環境施設組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第8号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していたものに係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人

に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた業務に従事していた者に係る旧条例第11条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報を他に漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第12条、第13条、第14条、第15条又は第15条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己の個人情報の記録の開示、訂正、削除、中止及び利用停止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により浅麓環境施設組合情報公開条例（令和3年浅麓環境施設組合条例第1号）第19条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する浅麓環境施設組合情報公開審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのにこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第2項に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。